

## 避難所施設利用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とJ&T共同体（以下「乙」という。）は、乙が管理する青葉の森公園芸術文化ホールの一部を避難所及び避難場所として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、甲が千葉県知事の承諾を受け、避難所及び避難場所として指定した乙の管理する施設の一部の利用について、必要な事項を定める。

### （避難所及び避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所及び避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、地震、風水害、その他の災害及び危機事案が発生または発生するおそれがあり、避難所を開設する必要がある場合は、甲が指定した場所に避難所を開設することができる。

### （開設の通知等）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（様式第1号）で、通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けて避難所を開設する場合は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

### （避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、避難所の管理運営について甲に協力するものとする。

### （避難所運営委員会）

第6条 避難所の存する地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、甲から派遣される避難所担当職員等で構成される避難所運営委員会が設置される場合には、乙は、施設管理者として避難所運営委員会の構成員となるものとする。

2 避難所運営委員会による避難所の開設及び運営に関する事項は、避難所運営委員会で別途協議し決定するものとする。

### （費用負担）

第7条 甲が行う避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）

が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(補償等)

第8条 本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙の事業再開が見込まれる場合、甲は、乙及び避難所運営委員会と、避難スペースの縮小または他避難所へ避難者を移送するなどの協議を行い、可能な限り早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所開設・運営訓練等)

第10条 甲または避難所運営委員会が実施する避難所開設・運営訓練等について、乙は、事業に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の解除)

第12条 乙の管理する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年9月30日